

条例の点検・見直しシート

		作成年月日	平成24年6月29日
条例の題名	三重県都市公園条例	公 布 日	昭和47年7月7日
条例番号	昭和47年三重県条例第33号	直近改正日	平成19年7月4日
所管部局課	県土整備部都市政策課	電 話 番 号	059-224-2706
条例の概要	都市公園法、都市公園法施行令及び都市公園法施行規則に定めるもののほか、都市公園の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものである。	条例の 類型	財産管理 型 委任型 規制型
視点	項 目	回 答	検 討 内 容
必要性	条例の目的は、制定後の時間の経過にかかわらず現在でも妥当性を有している。	はい	都市公園をはじめとする都市の緑とオープンスペースの整備水準は依然として低い状況にあり、これらを効果的及び効率的に確保する必要があることから、条例の目的は、妥当性を有している。
	条例の対象に対して、今後も公的な関与を行っていく必要が認められる。	はい	地方自治法第244条の2の規定により、公の施設の設置及び管理に関する事項を定めるもので、公的な関与を行っていく必要がある。
	条例に基づく事務・事業で、現在行われていないものはない。	はい	
	規制型の場合、現在の社会情勢の下で過度な規制となっていない。	はい	都市公園の管理等に関し、必要最小限の規制となっている。
	条例以外の手段で目的を達成する方法はない（規則、要綱等で規定する余地はない。 ）。	はい	地方自治法第244条の2の規定により、公の施設の設置及び管理に関する事項は、条例で定める必要がある。
適法性	根拠法令がある場合、その法令に抵触していない。	はい	都市公園法、都市公園法施行令及び都市公園法施行規則並びに地方自治法第244条の2
	憲法、その他の法令等に抵触しているとの評価を受けるおそれはない（近年の判例動向に適合している。 ）。	はい	
	条例に規定する事務手続と実務上の事務手続との間に食い違いはない。	はい	
有効性	条例の目的と条例に規定する手段との整合が図られている。	はい	
	条例の目的は、県民力ビジョン等と整合している。	はい	施策353 快適な住まいまちづくり
	条例の規定の一部であっても、効果を疑問視する評価を受けたことはない。	はい	
	条例の規定の一部であっても、廃止した場合に明らかな支障が認められる。	はい	
効率性	条例の目的の実現のために、条例が定める手段は必要であって、廃止すべき規定はない。	はい	
	条例の目的の実現のために、条例が定める手段は十分であって、追加すべき規定はない。	はい	
	関係する法令・条例との間において、条例に規定している手段との重複はない。	はい	
公平性	条例の執行に当たって、その効果及びコストの配分は適正である。	はい	指定管理者制度により、効率的な施設管理を行っており、その効果及びコストの配分は適正である。
	条例の執行による効果が一部の県民に限られていない。	はい	
	条例の執行に伴うコストの負担が一部の県民に限られていない。	はい	
その他	条例の内容において、県民（団体）、NPO等県以外の主体との連携に配慮している。	はい	公園管理について、指定管理者制度を導入している。
	市町等から条文の改正を求める意見を受けていない。	はい	

点検・見直し結果	改正・廃止の必要はない	理 由	特 記 事 項	見直しに関する規定の有無	有効期限に関する規定の有無
		本条例は、通常の条例改正として手続をするため、斉点検での改正・廃止を必要としない。	分権一括法により条例委任された基準の経過措置が平成25年3月31日までであり、それまでに条例改正が必要。その機会に、指定管理者からの報告書提出期限の見直しも検討する。	無	無